

## 薬学概論抄：人類の英知による薬学・薬剤師の発祥の原点に立って医薬分業を考える

日本薬剤学会名誉会長 永井恒司 (2015. 01. 20)

- 趣旨：－①薬剤師は主務の「処方監査」により薬害防止に努める医療職－  
－②被監査人の医師は監査人の薬剤師の役を兼ねられない（完全分業の原理）－  
－③「薬剤師 Ethics」と呼ばれる高度の Ethics が完全分業に付随して生まれる－  
－④「医師の調剤」は法律上例外規定による定めなのに 150 年間廃止されずに存続－  
－⑤完全分業は国民の生命と健康を護るための国際正義なのに関連職の利権が先行－  
－⑥政府と筆頭薬学団体が「医師の調剤」を容認する国は先進国で日本だけ－  
①～③は分業先進国、④～⑥は日本の実情

1. 「医薬完全分業」は人類の英知により薬害防止を目的として発祥し、1240 年に欧州で法制化された－日本は 1989 年以来「医師の調剤」容認が存続；完全分業は近代的品質保証の概念 (ZD) に相通ずる；主要国 G8 の中で、政府と筆頭薬学団体が「医師の調剤」を容認する国は日本だけ；韓国は 2000 年に「医師の調剤」廃止を達成した

現代風に言えば、完全分業は、過失または故意による医薬品適用上の過誤を完全ゼロ (Zero defect, ZD) に抑えて患者を護るために、必ず医師と薬剤師の二人が相互に行う高度のダブルチェック (クロスチェック) のことである。このような ZD の概念は、現代社会に於いて、安全性や品質の保証のための常套となっているが、日本の医療現場にまで普及していない。

「医師の調剤」を容認する国は主要国 G8 の中で唯一日本だけで、韓国は 2000 年に「医師の調剤」廃止を達成している。完全分業の妥当性は、有史以来否定されたことがない。

2. 薬剤師の主務である「処方監査」を、被監査人 (医師) は兼務し得ないのが鉄則 - 「医師の調剤」を容認する日本では「薬剤師は医師が居れば要らない」ステータスで、医薬品販売業者のイメージが強く、これは世界の薬剤師の同僚から歓迎されない

薬剤師の調剤は、「医師の処方箋の鑑査」と「薬剤調製・交付」とから成るが、日本では、後者の「薬剤調製・交付」が主務であるかの如く勘違いされ、奇異な薬学・薬剤師に発展した。“To err is human” という世界共通の諺があるように、日本の医師も人間であり、過失または故意の過誤から逃れられない。その医師の処方を監査する役割を担当するのが薬剤師である。社会一般に執行役員 (取締役) は監査役を兼任できないのと同様に、被監査人である医師は調剤することを許されない。これが完全分業の大原則である。

日本では、薬剤師の調剤は、医師の処方せん通りに、「薬剤調製・交付」することであると考えられ、医師なら調剤出来ると判断されるようになった。そして、「医師の調剤」を容認する日本の事情は世界の薬剤師から奇異に思われている (例えば 2012 年の F I P 加盟国

セッションでの討論)。

**3. 「薬剤師 Ethics」と呼ばれる高度の Ethics が公正な「処方監査」の裏付けとして不可欠 - これは完全分業に付随して生まれ、薬剤師の職業基盤を成し、「薬剤師は市民から頼られる職業 No. 1」の状況を形成してる；完全分業国でない日本では生まれ難い**

上述のように、薬剤師の主務は調剤における「処方監査」であり、言わば医師の診療行為を監査することである。医療の現場で診察／調剤の順序は変えられず、処方監査を行う薬剤師をさらに監査する者を現場に置くことはできない。従って、薬剤師の処方監査は薬剤師自身の倫理(薬剤師 Ethics)による監査を以て終わらざるを得ない。必然的にこの「薬剤師 Ethics」は人の生命に関わる最高の Ethics であり、特別に「薬剤師 Ethics」と称し薬剤師の職業基盤を成すに至っている。即ち、“薬剤師 Ethics”は、完全分業という社会機構に付随して生まれて育つものであり、完全分業国でない日本では生まれ難い。

世界的に有名な世論調査である“ギャラップ調査 (Gallup Poll)”によれば、欧米で、「薬剤師は市民から頼りにされる職業 No. 1」であるのは、この薬剤師の職業基盤に由来すると考えられる。

**4. 日本では、「完全分業」の原則、「処方監査」及び「薬剤師 Ethics」に関して薬剤師並びに市民に対する教育が重要 - また多くの医師の「自分には本業があり他者の本業を侵すほど落ちぶれていない」という意識は、完全分業の原理に合致した光命**

日本で、他の国内諸事の国際化が急速に進められている中で、医師・薬剤師分業システムだけが旧態依然であるのは、薬学教育において上述の医薬完全分業の原理（付随する処方監査及び薬剤師 Ethics）が適正に教えられておらず、それにより薬学・薬剤師に関する正常な社会常識が形成されていないことが理由だと考えられる。

去る 2014 年 1 月 20 日に公表された日本学術会議薬学委員会チーム医療における薬剤師の職能とキャリアパス分科会の提言「薬剤師の職能将来像と社会貢献」につき、これを作成した委員各位のご努力に敬意を表するが、「完全分業」が薬学・薬剤師発祥の原点であることについて触れていない。言わば“砂上の楼閣”を築いている感がある。これも薬学・薬剤師に関する正常な社会常識が形成されていないことが根源であると考えられる

完全分業達成への光明の一つは、日本の医師の多くのが、「自分には重要な本業（診察）があり、他者（薬剤師）の本業（調剤）を侵すほど落ちぶれていない」という意識をもっていることである。つまり、これは、医師・薬剤師が医薬品に関わる利権を離れ、患者を護ることを第一とする医薬完全分業の原理に合致した光明である。